

附属機関等の運営に関する基本事項

(令和8年4月1日時点)

所管局：都市整備局

機関名称	都立工科高校とバス事業者の団体との連携推進協議会
機関種別	専門家会議
設置根拠法令等	都立工科高校とバス事業者の団体との連携推進協議会設置要綱
設置年月日	2026-03-25
機関の目的・所掌内容	バス事業者の団体と連携し、地域の交通を支えるバス事業の魅力向上、都立工科高校の教育の充実、職業能力の開発・向上等に関し、より有為な人材輩出に向けた取組等について幅広く議論し、東京都と関係者による必要な対策の参考とするため、都立工科高校とバス事業者の団体との連携推進協議会を設置
委員数	7 名 (うち、女性委員数 1 名)
会議公開	一部非公開
会議非公開理由	都の機関並びに国等の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるため
議事録公開	公開
議事録非公開理由	
備考	
HPのURL	
問い合わせ先	都市整備局 都市基盤部 モビリティ政策課 電話番号：03-5388-3385